

三島市立錦田小学校 いじめ防止等の基本方針

令和5年9月1日

I いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こり得ることから、学校と家庭が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学校教育活動に参加することができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの予防と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

〈基本的な認識〉

1	いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
2	いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3	いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
4	いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5	いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
6	いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
7	いじめは学校、家庭、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

〈具体的ないじめの様態例〉

1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5	金品をたかられる。
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8	パソコン・タブレットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

Ⅱ いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

1 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

- ① いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、全職員による「いじめ防止対策委員会」を行う。実施方法としては、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応について話合う。定例の委員会は、隔月の職員会議と同日に開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、対策委員会を開催する。
- ② 取組内容（事例）
 - ・ いじめ予防対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期的な検証
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
 - ・ いじめの状況把握及び分析
 - ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
 - ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
 - ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援
 - ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
 - ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
 - ・ 三島市教育委員会の指示を仰ぎながら、重大事態の調査等を行う
 - ・ その他、いじめ防止に関わること

(2) 「生徒指導部会」

生徒指導担当職員により、定期的（月1回）に児童の情報交換を行い、対応すべき事案がある場合には、招集を求める。

(3) 「生徒指導情報交換」

「いじめ防止対策委員会」の中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

(4) 「すこやか委員会」

全校職員により、全校の傷み易い児童、傷め易い児童について共通理解を図る。

(5) 「豊かな心を育てる会」

いじめ防止に地域で取り組むため、錦田中学校区で実施されるPTA主催の健全育成会において、いじめについての情報交換を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・ すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
 - ・ 規律正しい生活（チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）

- ② 「心の教育」の中核となる道徳の指導
 - ・意図的な時間の指導
 - ・学校生活全般の中での指導
- ③ 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動
 - ・一人一人の良さを認め合う学級活動
 - ・児童会行事における異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ① 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る
- ② 人間関係づくり
 - ・人間関係づくりプログラムを実施したり、学級活動や学年の活動でよりよい人間関係づくりを推進したりする。
- ③ 学級分析アンケート等の実施
- ④ 人権教育の着実な推進
 - ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
 - ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に努める

- ① 全ての教員が、児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- ② 特に、傷み易い児童や傷め易い児童について、共通理解を図り、関係職員がいじめを見逃さない。
- ③ 定期的実施する学年部会や生徒指導部会において、気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問）を実施する。
- ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で、当該児童が悩み等を話せる機会を設け、問題の早期解決を図る。
- ⑤ 年2回の「学校生活に関するアンケート」・年2回の教育相談・保護者によるチェックリストなどにより、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ解消100パーセントの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、校内対応としての取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けた児童の心身の安全を最優先に考える。いじめを行った児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ③ 傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。
- ⑤ いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- ⑥ いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に毎月報告する。

(3) 家庭や関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- ② 生徒指導部会や特別支援教育ケース会議などで、発達の側面から分析、情報共有を図る。
- ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

Ⅲ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。なお、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期に臨機応変にいじめへの対応にあたる。
- 2 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - (1) 学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - (2) 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (1) いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (2) たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。

- 4 いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - (1) 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
 - (2) 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - (3) 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の児童や保護者に説明する。
- 5 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

IV その他

1 いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価システム「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

2 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等への対策

新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関連する人権への配慮について、静岡県教育委員会の方針に沿って、以下の2点を重点的に指導していく。

(1) 正しい情報に基づいて冷静に行動すること

感染症に関連する様々な情報の中には不確かな情報や事実と異なる情報がある。氾濫する情報に翻弄されることなく、正確な情報を入手するために、信頼できる発信源であるかを確かめるなどの情報モラル教育を推進していく。

万が一、身近なところで感染者が発生した場合には、冷静さを失わず、適切な対応がとれるよう心がけることの重要性を伝えていく。

(2) 相手の気持ちに思いを向けて行動すること

相手の気持ちを想像できなくなることは、いじめや差別などの人権侵害を引き起こす原因の1つとなる。インターネットを通じて他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることも、人権侵害につながる。お互いの顔が見えなくても、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大事になる。常にお互い、人権に配慮した言動を心がけるとともに、お互いの置かれている状況や心情に思いを向けて行動するように、人権教育を推進していく。

静岡県教育委員会が提供する学習例や動画を中心に活用し、定期的に人権教育の時間を確保していく。

本校の個人情報保護の取り組みとしては、以下のことを行う。

- ・ 欠席理由の非公表
- ・ 健康観察板の記入方法の変更と毎日の回収

日常生活

組織

- いじめ防止対策委員会（職員会議後）
全職員。必要に応じて、SC、SSW 及びスクール
サポーターを含める。
- 生活づくり部会（月1回程度）
- すこやか委員会（年1回）
- 豊かな心を育てる会（年2回）

未然防止のための取組

- 一人一人が活躍できる学習活動
（「わかる授業」づくり、規律正しい生活）
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実（異学年交流の充実・委員会活動の充実）
- 人間関係づくり（人間関係づくりプログラムの実施・学級分析
アンケート等の実施）
- 人権教育の着実な推進（SNS や感染症による誹謗中傷も扱う）

いじめの早期発見のための取組

- ①全教職員による、日常的な観察
- ②傷み易い・傷め易い児童についての共通理解
- ③気になる児童の情報交換・不登校傾向児童の初期対応
- ④教育相談やスクールカウンセラーとの面談の実施
- ⑤定期的な活動（学校生活アンケート・教育相談・保護者によるチェックリスト）

生徒指導主任・いじめ防止対策担当に報告

管理職（校長・教頭）に報告

早期発見

校内指導レベル

（●冷やかす ●からかい ●軽くぶつかる ●軽く叩かれる ●軽く蹴られる など）

当該児童（被害児童・加害児童）への事実確認・指導

当該児童保護者への連絡

家庭連絡・関係機関レベル

（●誹謗中傷 ●脅し文句 ●嫌がらせ ●集団無視 など）

当該児童（被害児童・加害児童）への事実確認（複数教員で対応）

指導方針を協議（管理職・生徒指導主任・いじめ防止対策担当）

当該児童保護者への連絡

外部機関へ報告・相談
SCへ報告・相談

全職員へ報告

重大事態レベル

（●一方的な暴力 ●金品搾取 ●SNS等による誹謗中傷 ●脅迫行為など）

当該児童（被害児童・加害児童）への事実確認（複数教員で対応）

臨時いじめ防止対策委員会指導を開き、指導方針を協議

当該児童保護者への連絡

外部機関へ報告・相談
SC・医療機関へ相談

全職員へ報告

重大事態が起きたとき

- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童との生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会へ報告

三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」による調査

フィードバック

見届け・再点検

いじめ発見のチェックポイント(保護者用)

いじめを早期発見するために、以下の項目を参考にチェックしてみてください。心配なことは学校の先生へお話しください。

お子さんの様子はいかがですか？		大丈夫	心配
日常生活の変化	◇ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。		
	◇ 理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがあつたりする。		
	◇ 登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなる。		
	◇ 食欲が急に落ちる、体重が減少する、笑顔が減る。		
	◇ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりし、極端に寝起きが悪くなる。		
	◇ 急に学習時間が減ったり、宿題をしなくなったり、急激に成績が下がったりする。		
持ち物の変化	◇ 所持品(学用品・体操服・靴など)が紛失したり、壊れていたりする。		
	◇ 教科書や筆箱などに落書きをされている。		
	◇ 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上にこづかいを要求したりするようになる。		
	◇ カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに隠し持つようになる。		
友人関係の変化	◇ 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりする。		
	◇ 電話に出たがらなかつたり、友達の誘いを断つたりするようになる。		
	◇ 学校や友達に対する不平や不満を口にすることが多くなる。		
	◇ 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。		
	◇ 不審な電話や嫌がらせの手紙・電子メールがくる。		
	◇ 見かけない者がよく訪ねて来るようになったり、友人からの電話で急な外出が増えたりする。		
家族関係の変化	◇ 感情の起伏が激しくなり、ささいな事で怒ったり、家族や物に八つ当たりしたりする。		
	◇ 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けようとしたりする。		
	◇ 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。		
	◇ 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかつたりする。		

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【三島市立錦田小学校】

055-975-0042

【関係機関】

三島市教育委員会

055-983-2671

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター 一三島分室（三島警察署）	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口（悩み事全般）	1人1台端末より投稿可能

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー https://skantan.jp/prefshizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList	QRコード 
三島市青少年相談室 相談窓口（Web版） https://logoform.jp/form/pqff/72754	QRコード 